

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案				
別紙様式第1号 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)		
(略)				
第1 第 期中		中間事業概況書		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </div>				
1～5 (略)				
6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法		(単位:百万円)		
項目	当中間期末	前期末		
	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

現行					
別紙様式第1号 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)			
(略)					
第1 第 期中		中間事業概況書			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </div>					
1～5 (略)					
6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法		(単位:百万円)			
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金					
その他利益剰余金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
営業権相当額	△	△	基本的項目(A)		
のれん相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土壌の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額					
土壌の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		

改正案		現行	
Tier2資本			
Tier2資本の額 ((子) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本			
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット			
資産(オン・バランス)項目			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額			
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)			
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))			
Tier1比率 ((ト) / (ヲ))			
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額			
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額			
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
適格引当金に係るTier2資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			

改正案

現行

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
- 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 9 溯及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。</p> <p>3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</p> <p>6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>10 適及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する適及適用をいう。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る単体自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る単体自己資本比率」を記載すること。</p> <p>3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</p> <p>6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>10 適及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する適及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案					現行					
別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)					
(略)					(略)					
第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書					第1 第 期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書					
1~5 (略)					1~5 (略)					
6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)					信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)					
項目	当中間期末		前期末		項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額							
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目										
普通株式に係る株主資本の額					短期劣後債務			短期劣後債務		
うち、資本金及び資本剰余金の額					非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
うち、利益剰余金の額					新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
うち、自己株式の額(△)					資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
うち、社外流出予定額(△)					その他資本剰余金			(D)		
うち、上記以外に該当するものの額					利益準備金			他の金融機関の資本調達手		
普通株式に係る新株予約権の額					その他利益剰余金			段の意図的な保有相当額		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					その他			負債性資本調達手段及び		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					自己株式	△	△	これに準ずるもの		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)					自己株式申込証拠金		△	期限付劣後債務及び期		
普通株式等Tier1資本に係る調整項目										
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					社外流出予定額	△	△	限付優先株並びにこれら		
うち、のれんに係るものの額					新株予約権		△	に準ずるもの		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					のれん相当額	△	△	準ずるもの		
繰延ヘッジ損益の額					企業結合により計上される	△	△	非同時決済取引に係る控除		
適格引当金不足額					無形固定資産相当額	△	△	額及び信用リスク削減手法		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引により増加した	△	△	として用いる保証又はクレ		
					自己資本相当額			ジット・デリバティブの免責		
					内部格付手法採用行におい	△	△	額に係る控除額		
					て、期待損失額が適格引当			内部格付手法採用行におい		
					金を上回る額の50%相当			て、期待損失額が適格引当		
					額			金を上回る額の50%相当		
					繰延税金資産の控除前の			額		
					「基本的項目」計			PD/LGD方式の適用対象とな		
					(上記各項目の合計額)			る株式等エクスポージャー		
					繰延税金資産の控除金額	△	△	の期待損失額		
					基本的項目(A)			基本的項目からの控除分を		
					償還を行う蓋然性を有す			除く、自己資本控除とされる		
					る株式等			証券化エクスポージャー及		
					海外特別目的会社の発行			び信用補完機能を持つI/O		
					する優先出資証券			ストリップス		
					その他有価証券の貸借対照			控除項目不算入額	△	△
					表計上額の合計額から帳簿			控除項目(E)		
					価額の合計額を控除した額			自己資本額(D-E)(F)		
					の45%相当額			資産(オン・バランス)項目		
					土地の再評価額と再評価の			オフ・バランス取引等項目		
					直前の帳簿価額の差額の			マーケット・リスク相当額		
					45%相当額			を8%で除して得た額		
					一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相		
					内部格付手法採用行におい			当額を8%で除して得た額		
					て、適格引当金が期待損失			信用リスク・アセット調整額		
					額を上回る額			オペレーショナル・リスク		
					負債性資本調達手段等			相当額調整額		
					負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)		
					期限付劣後債務及び期限					
					付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案					現行
Tier2資本					
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		/			/
総自己資本					
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)		/			/
リスク・アセット					
資産(オン・バランス)項目		/			/
オフ・バランス取引等項目		/			/
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/			/
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/			/
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/			/
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/			/
信用リスク・アセット調整額		/			/
オペレーショナル・リスク相当額調整額		/			/
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/			/
リスク・アセットの額の合計額 (ワ)		/			/
自己資本比率					
普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ワ))		%	/		%
Tier1比率 ((ト) / (ワ))		%	/		%
総自己資本比率 ((ル) / (ワ))		%	/		%
調整項目に係る参考事項					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/			/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/			/
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		/			/
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		/			/
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
一般貸倒引当金の額		/			/
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/			/
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/			/
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/			/
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/			/
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/			/
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/			/
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/			/

改正案

現行

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
- 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 9 溯及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 本表は、海外営業視点を有しない銀行が記載するものとする。</p> <p>3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</p> <p>6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>10 測及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する測及適用をいう)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 海外営業視点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業視点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。</p> <p>3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</p> <p>6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p> <p>9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>10 測及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する測及適用をいう、以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう、以下この様式において同じ)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案

現行

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

(略)

第1 第 期 [年 月 日から
年 月 日まで] 事業概況書

第1 第 期 [年 月 日から
年 月 日まで] 事業概況書

1~12 (略)

1~12 (略)

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

信用リスク・アセット算出手法

(単位:百万円)

(単位:百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示別表第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

項目	前期末	当期末	項目		
				前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金					
その他利益剰余金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
営業権相当額	△	△	基本的項目(A)		
のれん相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土壌の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額					
土壌の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		

改正案		現行	
Tier2資本			
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本			
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット			
資産(オン・バランス)項目			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額			
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
リスク・アセットの額の合計額 (ワ)			
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ワ))		%	
Tier1比率 ((ト) / (ワ))		%	
総自己資本比率 ((ル) / (ワ))		%	
調整項目に係る参考事項			
少数出資金金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額			
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額			
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から専業法人等向けエクスポージャー及びリアル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
適格引当金に係るTier2資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			

改正案

現行

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
- 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 9 溯及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

改正案

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 10 適及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する適及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
金融派生商品		金融派生商品	
金融商品等差入担保金		金融商品等受入担保金	
社債発行費		リース債務	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

1～6 (略)

(以下略)

現行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る単体自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る単体自己資本比率」を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 10 適及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する適及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
金融派生商品		金融派生商品	
社債発行費		リース債務	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

1～6 (略)

(以下略)

改正案				
別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)				
(略)				
第1 第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書				
1~13 (略)				
14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)				
項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

現行				
別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)				
(略)				
第1 第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書				
1~13 (略)				
14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)				
項目	前期末	当期末	項目	
			前期末	当期末
資本金			短期劣後債務	
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)	
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)	
その他資本剰余金			(D)	
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの	
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの	
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)	
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等	
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券	
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	
繰延税金資産の控除金額	△	△	一般貸倒引当金	
基本的項目(A)			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段等	
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			負債性資本調達手段	
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			期限付劣後債務及び期限付優先株	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本総額(D-E)(F)	
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目	
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目	
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額	
自己資本総額(D-E)(F)			オペレーショナル・リスク相当額調整額	
資産(オン・バランス)項目			リスク・アセット等計(G)	
オフ・バランス取引等項目				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等計(G)				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案		現行	
Tier2資本			
Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本			
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット			
資産(オン・バランス)項目			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額			
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
リスク・アセットの額の合計額 (ワ)			
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ワ))		%	
Tier1比率 ((ト) / (ワ))		%	
総自己資本比率 ((ル) / (ワ))		%	
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額			
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額			
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリアル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
適格引当金に係るTier2資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案					
(記載上の注意)					
1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。					
2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。					
3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					
4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。					
5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。					
6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					
7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					
8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。					
9 溯及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

現行					
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			補完的項目(C)		
資本準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
のれん相当額	△	△	基本的項目(A)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目(A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

改正案

現行

- (記載上の注意)
- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
 - 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
 - 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
 - 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
 - 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
 - 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
 - 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
 - 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
 - 10 適及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する適及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

- (記載上の注意)
- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 2 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る単体自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る単体自己資本比率」を記載すること。
 - 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
 - 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
 - 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
 - 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
 - 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
 - 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
 - 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
 - 10 適及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する適及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表

第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
金融派生商品		先物取引差金勘定	
金融商品等差入担保金		借入商品債券	
社債発行費		借入特定取引有価証券	
リース投資資産		借入有価証券	
その他の資産		売付債権	
有形固定資産		金融派生商品	
建物		金融商品等受入担保金	
土地		リース債務	
(略)		(略)	

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
金融派生商品		先物取引差金勘定	
		借入商品債券	
社債発行費		借入特定取引有価証券	
リース投資資産		借入有価証券	
その他の資産		売付債権	
有形固定資産		金融派生商品	
建物			
土地		リース債務	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

1～6 (略)

(記載上の注意)

1～6 (略)

(以下略)

(以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案				現行			
別紙様式第4号 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第4号 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2 年 月 日現在		貸借対照表		第2 年 月 日現在		貸借対照表	
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差入証拠金		金融派生商品	
先物取引差金勘定		金融商品等受入担保金		先物取引差金勘定			
保管有価証券等		リース債務		保管有価証券等		リース債務	
金融派生商品		資産除去債務		金融派生商品		資産除去債務	
金融商品等差入担保金		その他の負債				その他の負債	
リース投資資産		賞与引当金		リース投資資産		賞与引当金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1～6 (略)				1～6 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案				現行			
別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)		別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)				(略)			
第2 年 月 日現在 貸借対照表				第2 年 月 日現在 貸借対照表			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
金融派生商品		借入有価証券		金融派生商品		借入有価証券	
金融商品等差入担保金		売付債権		金融派生商品		売付債権	
リース投資資産		金融派生商品		リース投資資産		金融派生商品	
その他の資産		金融商品等受入担保金		その他の資産		リース債務	
有形固定資産		リース債務		有形固定資産		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1～6 (略)				1～6 (略)			
(以下略)				(以下略)			

改正案				
別紙様式第5号(第18条第3項関係)		(日本工業規格A4)		
(略)				
第1		中間事業概況書		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </div>				
1、2 (略)				
3 連結自己資本比率の状況				
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
		信用リスク・アセット算出手法		
(単位:百万円)				
項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公準準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				

現行					
別紙様式第5号(第18条第3項関係)		(日本工業規格A4)			
(略)					
第1		中間事業概況書			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </div>					
1、2 (略)					
3 連結自己資本比率の状況					
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					
		信用リスク・アセット算出手法			
(単位:百万円)					
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
のれん相当額	△	△	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	基本的項目(A)		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
基本的項目(A)			一般貸倒引当金		
償還を行う蓋然性を有する株式等			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			負債性資本調達手段等		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			負債性資本調達手段		
一般貸倒引当金			期限付劣後債務及び期限付優先株		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段			オフ・バランス取引等項目		
期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	△	△
			自己資本総額(D-E)(F)		
			控除項目(△)	△	△
			控除項目(E)		
			自己資本総額(D-E)(F)		

改正案

現行

Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額		/		/
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びブリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		/		/
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/

(記載上の注意)

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 溯及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

改正案				現行									
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス				繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	△	△		基本的項目(A)			控除項目不算入額	△	△	
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(E)				償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(E)			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)				土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)			
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目				一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目				内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目			
負債性資本調達手段等			マーケットリスク相当額を8%で除して得た額				負債性資本調達手段等			マーケットリスク相当額を8%で除して得た額			
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額				期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額			
			オペレーショナル・リスク相当額調整額							オペレーショナル・リスク相当額調整額			
			リスク・アセット等計(G)							リスク・アセット等計(G)			
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)			%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)			%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)			%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)			%

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 測及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第2条第40号に規定する測及適用をいう。中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る連結自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 測及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第2条第40号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

(以下略)

改正案				
別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)				
(略)				
第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書				
1、2 (略)				
3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)				
項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公準準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				

現行				
別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)				
(略)				
第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書				
1、2 (略)				
3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)				
項目	前期末	当期末	項目	
			前期末	当期末
資本金			短期劣後債務	
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)	△
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)	
利益剰余金			(D)	
自己株式	△	△		
自己株式申込証拠金				
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの	
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの	
連結子法人等の少数株主持分				
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	
営業権相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	
のれん相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	基本的項目(A)	
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			償還を行う蓋然性を有する株式等	
繰延税金資産の控除金額	△	△	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	
基本的項目(A)			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	
償還を行う蓋然性を有する株式等			一般貸倒引当金	
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			負債性資本調達手段等	
一般貸倒引当金			負債性資本調達手段	
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			期限付劣後債務及び期限付優先株	
負債性資本調達手段等			資産(オン・バランス)項目	
負債性資本調達手段			オフ・バランス取引等項目	
期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行																																																																																																																																																																																																												
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項																																																																																																																																																																																																													
一般貸倒引当金の額	/																																																																																																																																																																																																												
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	/																																																																																																																																																																																																												
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	/																																																																																																																																																																																																												
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	/																																																																																																																																																																																																												
資本調達手段に係る経過措置に関する事項																																																																																																																																																																																																													
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	/																																																																																																																																																																																																												
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	/																																																																																																																																																																																																												
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	/																																																																																																																																																																																																												
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	/																																																																																																																																																																																																												
(記載上の注意)																																																																																																																																																																																																													
<ol style="list-style-type: none"> 1 本表は、海外営業拠点に有する銀行が記載するものとする。 2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。 8 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 9 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 																																																																																																																																																																																																													
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕																																																																																																																																																																																																													
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																																												
(単位：百万円)																																																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:20%;">項目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td></td> <td></td> <td>短期劣後債務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>準備的項目不算入額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>新株式申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>準備的項目(C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本総額(A+B+C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>(D)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己株式</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己株式申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外流出予定額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の評価差損</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>為替換算調整勘定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td></td> <td></td> <td>新株予約権</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td></td> <td></td> <td>連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td>うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券</td> <td></td> <td></td> <td>短期劣後債務及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業権相当額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん相当額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>金融業務を営む関連法人等の資本調達手段</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業結合により計上される無形固定資産相当額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	資本金			短期劣後債務			非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△	新株式申込証拠金			準備的項目(C)			資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			(D)			自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	為替換算調整勘定			為替換算調整勘定			新株予約権			新株予約権			連結子法人等の少数株主持分			連結子法人等の少数株主持分			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等			のれん相当額	△	△	金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:20%;">項目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td></td> <td></td> <td>短期劣後債務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>準備的項目不算入額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>新株式申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>準備的項目(C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本総額(A+B+C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>(D)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己株式</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己株式申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外流出予定額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の評価差損</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>為替換算調整勘定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td></td> <td></td> <td>新株予約権</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td></td> <td></td> <td>連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td>うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券</td> <td></td> <td></td> <td>短期劣後債務及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業権相当額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん相当額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>金融業務を営む関連法人等の資本調達手段</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業結合により計上される無形固定資産相当額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	資本金			短期劣後債務			非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△	新株式申込証拠金			準備的項目(C)			資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			(D)			自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	為替換算調整勘定			為替換算調整勘定			新株予約権			新株予約権			連結子法人等の少数株主持分			連結子法人等の少数株主持分			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等			のれん相当額	△	△	金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																																								
資本金			短期劣後債務																																																																																																																																																																																																										
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△																																																																																																																																																																																																								
新株式申込証拠金			準備的項目(C)																																																																																																																																																																																																										
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)																																																																																																																																																																																																										
利益剰余金			(D)																																																																																																																																																																																																										
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																																																																																																										
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																																										
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																																																																																																										
その他有価証券の評価差損	△	△	為替換算調整勘定																																																																																																																																																																																																										
為替換算調整勘定			新株予約権																																																																																																																																																																																																										
新株予約権			連結子法人等の少数株主持分																																																																																																																																																																																																										
連結子法人等の少数株主持分			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券																																																																																																																																																																																																										
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																																										
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等																																																																																																																																																																																																										
のれん相当額	△	△	金融業務を営む関連法人等の資本調達手段																																																																																																																																																																																																										
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△																																																																																																																																																																																																											
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																																								
資本金			短期劣後債務																																																																																																																																																																																																										
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△																																																																																																																																																																																																								
新株式申込証拠金			準備的項目(C)																																																																																																																																																																																																										
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)																																																																																																																																																																																																										
利益剰余金			(D)																																																																																																																																																																																																										
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																																																																																																										
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																																										
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																																																																																																										
その他有価証券の評価差損	△	△	為替換算調整勘定																																																																																																																																																																																																										
為替換算調整勘定			新株予約権																																																																																																																																																																																																										
新株予約権			連結子法人等の少数株主持分																																																																																																																																																																																																										
連結子法人等の少数株主持分			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券																																																																																																																																																																																																										
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																																										
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等																																																																																																																																																																																																										
のれん相当額	△	△	金融業務を営む関連法人等の資本調達手段																																																																																																																																																																																																										
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△																																																																																																																																																																																																											

改正案				現行									
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/0ストリップス				繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/0ストリップス			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	△	△		基本的項目(A)			控除項目不算入額	△	△	
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(E)				償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(E)			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)				土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)			
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目				一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目				内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目			
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額				期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額			
			オペレーショナル・リスク相当額調整額							オペレーショナル・リスク相当額調整額			
			リスク・アセット等計(G)							リスク・アセット等計(G)			
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)		%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)		%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)		%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)		%	%

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 適及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する適及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 海外営業拠点を有する銀行は、「国際統一基準に係る連結自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は、「国内基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 適及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する適及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案				現行			
別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位: 百万円)				別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位: 百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	
社 債 発 行 費		リ ー ス 債 務		社 債 発 行 費		リ ー ス 債 務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意) 1～6 (略)				(記載上の注意) 1～6 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案				現行			
別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)				別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
金融派生商品		先物取引差金勘定		金融派生商品		先物取引差金勘定	
金融商品等差入担保金		借入商品債券		借入商品債券		借入商品債券	
社債発行費		借入特定取引有価証券		社債発行費		借入特定取引有価証券	
リース投資資産		借入有価証券		リース投資資産		借入有価証券	
その他の資産		売付債権		その他の資産		売付債権	
有形固定資産		金融派生商品		有形固定資産		金融派生商品	
建物		金融商品等受入担保金		建物		金融派生商品	
土地		リース債務		土地		リース債務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意) 1～6 (略)				(記載上の注意) 1～6 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td><u>金融商品等受入担保金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>資産除去債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>金融商品等差入担保金</u></td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定		<u>金融商品等受入担保金</u>		保管有価証券等		リース債務		金融派生商品		資産除去債務		<u>金融商品等差入担保金</u>		その他の負債		リース投資資産		賞与引当金		(略)		(略)		<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差入証拠金</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引差金勘定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管有価証券等</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>資産除去債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td></td> <td>賞与引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定				保管有価証券等		リース債務		金融派生商品		資産除去債務				その他の負債		リース投資資産		賞与引当金		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																							
先物取引差金勘定		<u>金融商品等受入担保金</u>																																																																							
保管有価証券等		リース債務																																																																							
金融派生商品		資産除去債務																																																																							
<u>金融商品等差入担保金</u>		その他の負債																																																																							
リース投資資産		賞与引当金																																																																							
(略)		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																							
先物取引差金勘定																																																																									
保管有価証券等		リース債務																																																																							
金融派生商品		資産除去債務																																																																							
		その他の負債																																																																							
リース投資資産		賞与引当金																																																																							
(略)		(略)																																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案				現行			
別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
金 融 派 生 商 品		借 入 有 価 証 券		金 融 派 生 商 品		借 入 有 価 証 券	
<u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u>		売 付 債 券		<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>		売 付 債 券	
リ ー ス 投 資 資 産		金 融 派 生 商 品		リ ー ス 投 資 資 産		金 融 派 生 商 品	
そ の 他 の 資 産		<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>		そ の 他 の 資 産		<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務		有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意) 1～6 (略)				(記載上の注意) 1～6 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案				
別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)		(日本工業規格 A 4)		
(略)				
第 1 第 期中		中間事業概況書		
$\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$				
1 ~ 4 (略)				
5 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕				
信用リスク・アセット算出手法 (単位: 百万円)				
項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額 (△)				
うち、社外流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第6条第2項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				

現行					
別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)		(日本工業規格 A 4)			
(略)					
第 1 第 期中		中間事業概況書			
$\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$					
1 ~ 4 (略)					
5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法 (単位: 百万円)					
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
	資本金				短期劣後債務
非累積の永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目 (C)		
資本剰余金			自己資本総額 (A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
新株予約権			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
連結子法人等の少数株主持分			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			繰延税金資産の控除前		
営業権相当額	△	△	「基本的項目」社 (上記各項目の合計額)		
のれん相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目 (A)		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		
繰延税金資産の控除前			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
「基本的項目」社 (上記各項目の合計額)			一般貸倒引当金		
繰延税金資産の控除金額	△	△	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
基本的項目 (A)			負債性資本調達手段等		
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			期限付劣後債務及び期限付優先株		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金			自己資本額 (D-E) (F)		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			資産 (オン・バランス) 項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	△	△
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第11号

改正案				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

(記載上の注意)

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 溯及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替をいう。)又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法		

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等		
新株予約権			金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

現行

〔第二基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法		

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等		
新株予約権			金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

改正案				現行			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)				
繰延税金資産の控除金額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△		
基本的項目(A)			基本的項目(A)				
償還を行う蓋然性を有する株式等			償還を行う蓋然性を有する株式等				
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額				
一般貸倒引当金			一般貸倒引当金				
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			△	△
負債性資本調達手段等			負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段			負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優先株			期限付劣後債務及び期限付優先株				
			自己資本額(D-E)(F)				
			資産(オン・バランス)項目				
			オフ・バランス取引等項目				
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
			信用リスク・アセット調整額				
			オペレーショナル・リスク相当額調整額				
			リスク・アセット等計(G)				
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)			%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)			%	%
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。				1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。			
2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。				2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は「第一基準に係る連結自己資本比率」、その他の銀行持株会社は「第二基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。			
3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。				3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。			
4 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。				4 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。			
5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。				5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。			
6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。				6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。			
7 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の数値をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。				7 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の数値をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。			
8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。				8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。			
9 適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する適用をいう。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。				9 適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案		現行		
別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)		別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)		
(略)		(略)		
第 1 第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書		第 1 第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書		
1~7 (略)		1~7 (略)		
8 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕		8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕		
信用リスク・アセット算出手法		信用リスク・アセット算出手法		
(単位:百万円)		(単位:百万円)		
項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額 (△)				
うち、社外流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公準準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第6条第2項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				

項目	前期末	当期末	項目	前期末		当期末	
				経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
資本金			短期劣後債務				
非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	△		△	
新株式申込証拠金			準備的項目 (C)				
資本剰余金			自己資本総額 (A+B+C)				
利益剰余金			(D)				
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額				
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの				
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの				
その他の有価証券の評価差損為替換算調整勘定	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの				
新株予約権			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等金融業務を営む関連法人等の資本調達手段				
連結子法人等の少数株主持分			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)				
のれん相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目 (A)				
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等				
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	その他の有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額				
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額				
繰延税金資産の控除金額	△	△	一般貸倒引当金				
基本的項目 (A)			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額				
償還を行う蓋然性を有する株式等			負債性資本調達手段等				
その他の有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			負債性資本調達手段				
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			期限付劣後債務及び期限付優先株				
一般貸倒引当金							
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額 (D-E) (F)				
負債性資本調達手段等			資産 (オン・バランス) 項目				
負債性資本調達手段			オフ・バランス取引等項目				
期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	△		△	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案

現行

Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

(記載上の注意)

- 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
- 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 溯及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)
- 連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完済項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等		
新株予約権			金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

〔第二基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完済項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等		
新株予約権			金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
基本的項目(A)			控除項目不算入額	△	△
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)		%

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 測及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する測及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
基本的項目(A)			控除項目不算入額	△	△
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)		%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)		%

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は「第一基準に係る連結自己資本比率」、その他の銀行持株会社は「第二基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算上限額を欄外に記載すること。繰延税金資産の算上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 測及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)